

全国の建築士会で受講できます！

更新講習がスタートします。



既存住宅状況調査 技術者講習のご案内

平成28年6月に宅地建物取引業法が一部改正され、平成30年4月から既存住宅の売買時に、「既存住宅状況調査」に関する説明が義務付けられました。そして、既存住宅状況調査の実施は、登録機関の講習を修了した**建築士**のみに認められており、**建築士の新たな業務**として期待されています。

令和2年度より更新講習がスタートします。平成29年度に既存住宅状況調査技術者となった方は、令和2年度内に更新講習を修了することで、資格を継続的に保持することができます。

【全国の建築士会が講習会を実施】

日本建築士会連合会は、既存住宅状況技術者講習団体として国土交通省に登録され、**全国都道府県の建築士会が講習会を実施**します。

建築士の方は、ぜひこの機会に建築士会の講習を受講いただき、**新たな建築士業務の資格を取得**してください。

受講のメリット

- ① **建築士だけに認められた業務である「既存住宅状況調査」の技術を幅広く習得**
国土交通省告示「既存住宅状況調査方法基準」に基づく調査方法や、関係法令、調査報告書の記載方法などの幅広い知識を身につけることができます。
- ② **公益社団法人に登録することにより高い信頼性を消費者等へアピール**
本講習修了者は、建築士法に基づく公益社団法人である日本建築士会連合会のホームページで公表しますので、消費者等へ高い信頼性をアピールできます。
- ③ **既存住宅売買瑕疵保険の調査の省略が可能**
別途、保険法人への登録が必要です。
- ④ **長期優良住宅化リフォーム推進事業における現況検査も可能**
- ⑤ **建築士会CPD 5単位(更新講習は2単位)を付与**
講習修了者には、官公庁の設計・工事入札に活用できる建築士会CPD単位を付与します。

『更新講習』のご案内

CPD 2単位

受講対象 既存住宅状況調査技術者として講習団体に登録されている技術者

※受講時点で、既存住宅状況調査技術者の資格が有効期限内である方に限ります。※他団体で既存住宅状況調査技術者の資格を取得された方も受講できます。

▼受講料 (WEB申込) **17,000円**(税込) (郵送申込) **17,600円**(税込) (テキスト・修了証明書交付費用・登録料を含む)

▼講座内容 講義1(35分) + 講義2(90分) + 質疑応答(10分) + 修了考査(30分)

講義1 (35分)

既存住宅流通市場の現状と国の取り組み状況
既存住宅状況調査技術者の役割
既存住宅状況調査の概要
遵守事項、調査の手順、情報開示
既存住宅売買時における調査結果の活用

講義2 (90分)

既存住宅状況調査方法基準とその詳細(その1)
既存住宅状況調査方法基準とその詳細(その2)
既存住宅状況調査に付随する非破壊検査その他の調査
検査機器
調査報告書の記入
住宅の瑕疵の事例

修了考査

(公社)日本建築士会連合会は、改正宅地建物取引業法に対応した「既存住宅状況調査技術者講習」を全国で実施します！

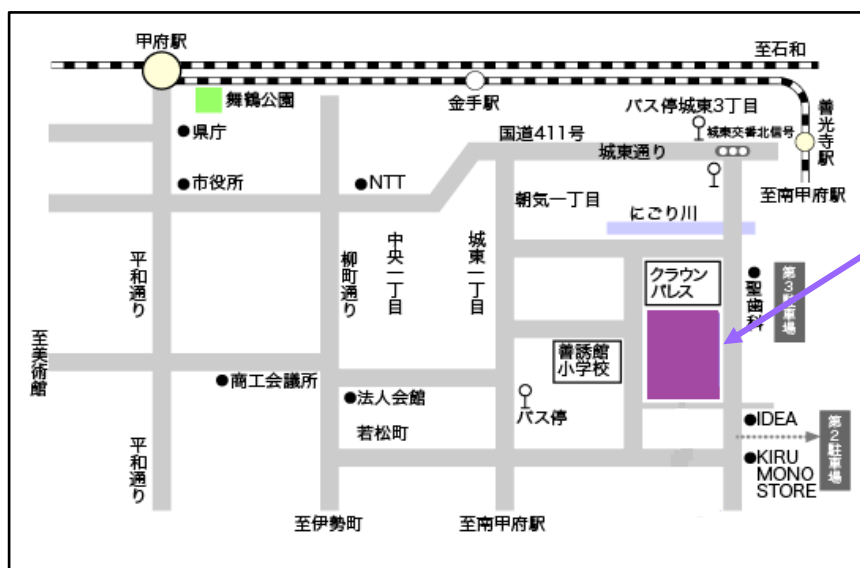
開催地：山梨県

『更新講習』

CPD2単位

- 日程：令和2年9月2日（水）
- 時間：受付 13:00 ~ 講習 13:30 ~ 16:30
- 定員：50名 ※申込受付順、定員に達し次第締切ります。
- 会場：山梨県立男女共同参画推進センター（びゅあ総合） 大研修室 （山梨県甲府市朝気1丁目2-2）
- 受講者：既存住宅状況調査技術者として講習団体に登録されている技術者
※受講時点で既存住宅状況調査技術者の資格が有効期限内である方に限ります。
※他団体で既存住宅状況調査技術者の資格を取得された方も受講できます。
- 受講料：17,600円【WEB申込：17,000円】（税込、テキスト・修了証明書交付費用・登録料を含む）

【会場案内】



山梨県立男女共同参画推進センター（びゅあ総合）

【お問い合わせ】

（一社）山梨県建築士会

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-14-19

TEL:055-233-5414 FAX:055-233-5415